## 平成30年度 第2回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

- 日 時 平成31年1月31日(木) 午後2時~午後3時10分
- 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室
- 出席者 出席委員11名

被保険者代表 大竹典子 西川よし子 原 朋子 佐橋一子

療養取扱機関代表 細野和久 伊藤雅敏

公益代表 古田嘉且 服部正三郎 今井敦六 江口 勲

被用者保険等保険者代表中村美葉子

欠席委員 1名

療養取扱機関代表 渡部敬俊 大平 誠

傍聴者数 0名

- 議題 1 議事録署名者の選出
  - 2 諮問
  - 3 その他の報告事項
    - ・低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について
    - ・応益割に係る旧被扶養者の減免期間の見直しについて
    - ・国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について
    - ・国民健康保険の状況について

## 【1. 議事録署名者の選出】

## 【2.諮問】

(諮問事項) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

ただいま諮問いただきました、「国民健康保険税の課税限度額の引き上げに

ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、ご質問・ご意見が 会長

ございましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

これから消費税の引き上げもありますし、課税限度額が上がるのは、対象 委員 となる人には大変なことだと思いますが、法定課税限度額が引き上げられ

たことを考えると、引き上げはやむを得ないと思います。

収入の多い世帯が対象となるので、あまり大きな影響はないのかと思いま

した。

今後も法定課税限度額が引き上げられる可能性はあるのでしょうか。 委員

31年度から法定課税限度額が3万円引き上げられますけれども、厚生労働 省の方は引き上げの必要性につきまして、高所得層に多く負担していただ くことにはなりますけれども、医療費が増加する中、限度額を引き上げな いと、中間所得層の軽減につながらないという考え方をもっておりまして、

理解を求めているということでございます。

厚生労働省としましては、限度額を超える超過世帯の割合について、被用 者保険を参考に 1.5%に近づけるように計画をしております。今回、3万 円の引き上げで国保の超過世帯の割合というのは 1.75%になると見込ま れておりますことから、さらに限度額が引き上げられる可能性はあると考 えております。

会長

委員

事務局

会長

次に法定課税限度額が上がるときは、江南市として、またその時に考えるということでよろしいですか。

事務局

今年度から制度改正がありまして、納付金の算定の根拠として使う限度額を法定課税限度額とする県の方針があり、方針に準じないと高所得世帯ではなくて、中間所得層以下に負担のしわよせがくるという形になってしまいますので、そのあたりを踏まえながら、その都度検討していくのがいいのではないかと考えます。

会長

影響がある世帯としましては、134 世帯と見込まれているわけですから、 全体から見れば、大きな影響が出てくるということではない、ということ でよろしいでしょうか。

事務局

税率自体を改定するわけではなく、課税の上限額を引き上げるということですので、上限額に達していない方は、影響がないということでございます。

会長

他にご質問等ございませんでしょうか。

委員

医療費というのは、ある意味固定で、医療機関にかかった分は、必ず払う。 国保の特別会計は、当然、収支のバランスがとれなければいけない。少し 前までは、江南市は、課税限度額が低かった。課税限度額を下げるという ことは、高所得の人をおまけして、低所得の人にも負担してもらいますよ という制度ですから、これは江南市が前から低すぎたんです。他の市町村 のほとんどは、法定限度額でずっときていたんです。高所得の人をおまけ したということは、その分が、それ以下の人に負担がかかる。ですから、 国の制度、それから県に集中されたということで、市町村の負担を並べて みれば、限度額を同じにするということは、県下同じ状態になっていくと いうことですので、これから先も、限度額は守っていくべきだと思います。 そうでないと、先ほどの説明では、中間所得世帯ということでしたが、所 得の少ない人が多いわけですから、物価があがる、給料が上がらない、と いう面はあるんですけれども、高所得の人に負担してもらうということは、 ある程度やむを得ないのではないのか、というように理解しないといけな いと思います。それから、もう一つは、国保の被保険者の方の所得が、給 与所得から、これから高齢化していくと年金所得に移行していくわけで、 そうすると、ますます、所得にかかる課税額が下がってくるんです。給与

所得で700万、800万円あった人が、退職すると300万、400万ぐらいの年 金所得しかなくなるわけです。そうすると、この人たちの負担がどうして も高くなるという現象が起きます。ですから、高所得の人に、ある程度負 担していただくのは、やむを得ないと思います。

会長 他は、よろしいでしょうか。

では、「国民健康保険の課税限度額の引き上げについて」、賛否をとらせていただきます。

皆様、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

委員(異議なし)

会長 それでは、全員、異議なしということですので、そのように答申をさせて いただきます。答申の文案等につきましては、私と事務局に一任していた

だきますようお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長
ありがとうございました。答申につきましては、作成ができしだい市長に
増出されていたださ、比様には後日、年1 た東致日から 種学していたださ

提出させていただき、皆様には後日、写しを事務局から郵送していただき

ますので、よろしくお願いします。

【3. その他の報告事項】

会長
それでは、続きまして、その他の報告事項を議題としたいと思います。

まず、初めに、「低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について」、事務局

から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明

会長事務局からご説明がございましたけれども、説明の内容につきまして、ご

質問ですとか、ご意見等がございましたら伺いたいと思います。いかがで

しょうか。

会長

それでは、ご質問等ございませんので、次に進みたいと思います。

2番目の「応益割に係る旧被扶養者の減免期間の見直しについて」、事務局

から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

事務局からご説明がございましたけれども、ご質問、ご意見はございます

でしょうか。

要するに、2年間の期間限定で、ということですね。

事務局

そうですね、31年度以降は、今、均等割は、5割軽減になっているのです が、その5割軽減が2年の期間限定となり、3年目以降は軽減措置なしと いうように、旧被扶養者の制度が改正されるということです。

会長

よろしいでしょうか。それでは、特にご質問もございませんので、次に進 みたいと思います。

「国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について」、事務局から説明を お願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

会長

愛知県の本算定の前提条件に沿った形で、江南市も推移しているという理 解でよろしいでしょうか。

事務局

年齢調整後の医療費指数というのは、全国平均を1として、どれくらい医 療費を使っているかということを表しているわけですけれども、県の平均 が、全国平均よりも若干低い、約0.89でございます。江南市は、県下の平 均よりも若干低いのですけれども、高い方から29番目という順位になりま す。そして、1人当たりの所得金額はと申しますと、江南市は、県下で高 い方から49番目でございます。この辺が算定の際に勘案されているわけで すが、1人当たりの納付金額としましては、高い方から45番目となってい ます。県の算定において、必ずしもこの2つの要素だけでなく、いろいろ な要素が絡み合っていることを考慮しても、だいたい妥当な金額であろう と考えおります。

会長

今回は、基金の取り崩し等でまかなって、いずれは税率改定で調整をしていくということですよね。

事務局

1人当たりの納付金としては、約4.5%の増加となっております。本来ですと、納付金の増加に応じて、保険税収入を増加させるという考え方になるわけですが、来年度は税率を据え置くということで、基金から約8,200万円の取り崩しを来年度予算に計上する予定でございます。この約8,200万円につきましては、平成32年度の税率改定時に、税率に反映させることも検討し、一方で、毎年生じる繰越金については、その翌年度に基金に積むということを考えております。

会長

よろしいでしょうか。

次に、「国民健康保険の状況について」ということで事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、伺います。いかがで しょうか。

委員

「5. 滞納繰越額の推移」について、平成26年度から平成29年度にかけて、5億円ぐらい減っているのは、不納欠損をやっているということですか。

事務局

そのとおりでございます。

委員

収納率の割に、金額の減り方が激しいですが、権利放棄をしてしまったということですね。

事務局

以前の江南市の姿勢としては、他市に比べてできるだけ不納欠損をせず、 ねばり強く徴収しようという考えでしたが、近年は、収納課の判断ですけれども、他市同様に不納欠損の処理を進めているという状況でございます。

会長

それは、徴収できないから権利を放棄するということですか。

事務局

それぞれ、理由があって不納欠損処理をする中で、時効が到来していれば、 本来は、徴収できないということもあるものですから、そういった部分を 整理し直したということでございます。

委員

市税と同じ考え方ですよね。前は、市税と国民健康保険税は別々に徴収していた時代があったと思うんですが、今は一緒じゃないですか。

事務局

収納課において、同じ考え方で徴収しています。

会長

一般市民の感情からすると、課税限度額を上げるだけ上げておいて、払わなくても済んで得をするというやり方では、やっぱり、いかがなものかという思いはあります。

事務局

それにつきましては、滞納整理機構とタイアップして、徴収を強化すべき ところは強化して、どうしても財産も何もない状況の方は、不納欠損して いるということで、バランスをとりながら、滞納整理を行っているという ことでございます。

会長

そうしていただかないと、課税限度額を上げるにしても、みなさんの賛同 というか納得は得られないのではないかと思います。

それから、特定健診と人間ドックの受診率が、12月31日時点で43.68%の 方が受診してみえるということですけれども、43.68%というのは、高いの でしょうか、低いのでしょうか。何か参考となる、例えば県の平均のよう なものがあれば、お示しいただけたらいいんじゃないでしょうか。

事務局

28 年度においては、江南市は 46.8%で、県下の平均が 44.4%でございまして、順位としては、19番目でございました。

会長

そうすると、広報などで周知されていて、一般的には受ける率が高いという理解でよろしいでしょうか。

事務局

被保険者の方の意識が比較的高く、近隣よりも若干いいぐらいの数字ではあると思います。

委員

協会けんぽにおいては、40%という数字は、低いというか、国から求められているものは高いので、特に愛知県とか、東京とか、大阪とかでは、なかなか受診率が上がらないというのがあります。ただ、特定健診は、家族の方は受診券を使っていて、本人の方は、また別の健診になるのですが、家族の方については、集団検診で、特に、昨年度と今年度は、大きいショッピングセンターのような所で開催することによって、すごく受診率が上がってきたというのがあり、一緒に実施されている自治体もあるので、そういうところで一緒にやっていくと、特定健診の受診率も上がるのではないかと思います。

特定保健指導については、ご本人の気持ちが重要ですし、強制するものではないですけれども、受診率は低調になっています。なるべく受けていただける方法を考えて、ご家族の方については、30年度から一部、健診の当日に結果が出たら、その当日に保健指導が受けられるセット券というものを発行したり、一部の健診機関だと、集団検診の時に、ある程度、血圧が高い人は保健指導を受けていただいく分割方式とか、1か月後に再度、同じ会場を使って指導することもやっています。

会長

その他は、よろしいでしょうか。事務局からは、よろしいでしょうか。

事務局

大丈夫です。

会長

それでは、他にご意見等ございませんので、これをもちまして、国民健康 保険運営協議会を閉会したいと思います。

本当に、お忙しいところお集まりいただいて、ありがとうございました。次回もよろしくお願いします。

≪平成30 年度 第2 回 江南市国民健康保険運営協議会 終了≫